平成２２年（フ）第４２３号
熊本市蓮台寺１丁目４番８号、申立時の住所熊本市花園５丁目23番45―１号
債務者　宮川　忠万
1　決定年月日時　平成22年６月28日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柴田　憲保
4　破産債権の届出期間　平成22年７月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年10月７日午前10時
6　免責意見申述期間　平成22年10月６日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第３４７号
新潟県五泉市村松甲6388番地６
債務者　五十嵐和人
1　決定年月日時　平成22年６月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　若槻　良宏
4　破産債権の届出期間　平成22年８月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月22日午前11時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第８０７号
広島県廿日市市塩屋２丁目３番41―307号
債務者　武内　弘美（旧姓野地）
1　決定年月日時　平成22年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　日野真裕美
4　破産債権の届出期間　平成22年７月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月21日午前11時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２６０号
北海道旭川市神居６条３丁目１番９号
債務者　藤弘　　温
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　須田　保幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年９月８日午後３時10分
5　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４１９２号
大阪府東大阪市池島町３丁目３番５号　リビーナ東花園204、住民票上の住所大阪府東大阪市吉田２丁目５番32号　エバーグレイス森本102号
債務者　津田　充弘
1　決定年月日時　平成22年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐々木清一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月２日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成22年８月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４２１５号
大阪府東大阪市喜里川町５番４号
債務者　前川　勝彦
1　決定年月日時　平成22年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐々木清一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月２日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成22年８月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４３４９号
大阪市大正区泉尾５丁目15番20号
債務者　上原　幸子
1　決定年月日時　平成22年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　林　　裕悟
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月２日午後３時
5　免責意見申述期間　平成22年８月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３３９１号
福岡県糸島市加布里135番地23
債務者　保永　純子
1　決定年月日時　平成22年６月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三浦　正道
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月４日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３８６２号
大阪市此花区酉島１丁目17番５―1004号
債務者　宮本　武久
1　決定年月日時　平成22年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長谷川　裕
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４３６０号
大阪市淀川区木川西１丁目13番15号503号室、住民票上の住所堺市堺区榎元町１丁３番11号
債務者　雪本真紀子
1　決定年月日時　平成22年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村中　　徹
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４４００号
大阪府吹田市藤が丘町14番21―301号
債務者　水谷　拓司
1　決定年月日時　平成22年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂川　雄一
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４４１７号
大阪市城東区東中浜６丁目９番７号
債務者　藤上　顕久
1　決定年月日時　平成22年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　豊島ひろ江
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４４３４号
大阪府八尾市植松町８丁目２番１―701号
債務者　田上真理子
1　決定年月日時　平成22年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙橋　敏信
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第５９７号
名古屋市緑区浦里３丁目280番地　浦里荘103号
債務者　山本　眞治
1　決定年月日時　平成22年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１４２１号
名古屋市千種区茶屋坂通２丁目40番地の１シャトーマスヒコ202号
債務者　杉本　佳恵（旧姓野口）
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１６６９号
名古屋市中村区角割町５丁目24番地　八重荘２号
債務者　おいしい八百屋さんこと　北池　　昇
1　決定年月日時　平成22年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２７４号
函館市山の手３丁目37番17号
債務者　牧之瀬合子
1　決定年月日時　平成22年６月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
函館地方裁判所